

令和2年分確定申告の期限延長について(令和3年4月15日まで) (国税庁)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間(令和3年2月16日～3月15日)と重なることを踏まえ、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和3年4月15日(木)まで延長されます。

詳しくは下記をご覧ください。

- [国税庁報道発表資料](#)
- [国税庁ホームページ](#)